○農林水産省告示第千三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字女島字上浦一九四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上浦一九四九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県多久市南多久町大字花祭三八二四の一、四七八九の二、四七八九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字市川字川原二七五七の一、二七五八の一、二八五二の三〇、二八五二の五八、二八五二の五九、二八五二の一八二、二八五二の一八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字市川字川原二七五七の一、二七五八の一、二八五二の三〇、二八五二の五八、二八五二の五九、二八五二の一八二、二八五二の一八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森県三戸郡新郷村大字戸来字石無坂九の一から九の六まで、九の一一、九の一二、一〇の一から一〇の三まで、一一の一、一二の二、一二の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年八月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5311号	航海用レーダー	ＪＭＲ―7225―6X	日本無線株式会社	ソフトウェアの変更
第5312号	〃	ＪＭＲ―7225―9X	〃	〃
第5313号	〃	ＪＭＲ―7230―S	〃	〃
第5314号	〃	ＪＭＲ―9225―6X	〃	〃
第5315号	〃	ＪＭＲ―9225―9X	〃	〃
第5316号	〃	ＪＭＲ―9230―S	〃	〃
第5317号	自動物標追跡装置	ＪＡＳ―7200	〃	〃
第5318号	自動衝突予防援助装置	ＪＡＳ―9200	〃	〃
第5321号	航海用レーダー	ＪＭＲ―9230―S3	〃	〃
第5322号	〃	ＪＭＲ―9225―7X3	〃	〃
第5323号	〃	ＪＭＲ―9225―9X3	〃	〃
第5343号	〃	ＪＭＲ―7210―6X	〃	〃
第5344号	〃	ＪＭＲ―7272―S	〃	〃
第5345号	〃	ＪＭＲ―9210―6X	〃	〃
第5346号	〃	ＪＭＲ―9272―S	〃	〃